

事 務 連 絡
平成 29 年 2 月 15 日

各 { 都道府県 介護福祉士養成施設等主管課
政令市・中核市 介護福祉士養成施設等主管課
地方厚生（支）局 介護福祉士養成施設等主管課
関 係 団 体 } 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置について（周知）

平成 28 年 11 月 28 日に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 88 号）が公布され、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人に対して、国内で介護福祉士として介護又は介護の指導を行う業務に従事することを可能とする在留資格「介護」が新たに創設され、公布の日から起算して 1 年以内に施行されることとなっています。在留資格「介護」は、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の国家資格を取得した者が対象とされる予定です。

今般、同法を所管する法務省入国管理局入国在留課から当室宛てに、別添の通り、平成 29 年 4 月から施行日までの間に、在留資格「介護」に該当する活動を開始しようとする外国人から、在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める特例措置を実施することとした旨の連絡がまいりましたので、貴課、貴団体に対しても周知いたします。この特例措置については、法務省ホームページにて周知されているところ、貴課、貴団体におかれども、ご承知おきいただくとともに、貴管下市区町村のほか、事業者等に対し、その周知徹底方していただくようよろしくお取り計らい願います。

法務省管在第877号

平成29年2月13日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 丸山秀治
(公印省略)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」
の新設に係る特例措置の周知について（依頼）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）が平成28年11月28日に公布され、在留資格「介護」の創設に係る規定については、公布の日から起算して1年以内に施行予定のところ、施行日までの間、一定の要件を満たす外国人に対し、介護福祉士として就労することが可能となるよう在留資格「特定活動」を付与する特例措置を実施することとしました。特例措置の実施については、法務省ホームページにて周知しているところ、貴課室におかれましても、本邦において介護福祉士として就労することを希望する留学生へ案内していただく等、積極的な周知に御協力願います。

法務省ホームページURL

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00119.html

法務省ホームページにおける掲載場所

1 法務省トップページ



安全・安心、 効率よく日本にお迎えするために。

法務省は、出入国管理行政を通して、
健全な国際交流推進の一翼を担いつつ、
皆さんの安全や利益を守っています。

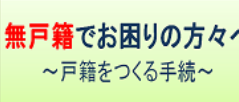
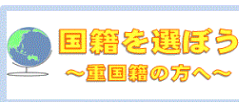


〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

フォトニュース 一覧



盛山法務副大臣が、慶應義塾大学において、「法の支配と日本の法務行政」をテーマに講演会を行いました(平成29年1月18日(水))。



- [盛山法務副大臣が、慶應義塾大学において、「法の支配と日本の法務行政」をテーマに講演会を行いました\(平成29年1月18日\(水\)\)。](#)
- [法務省専門職員\(人間科学\)採用試験について](#)
- [「株主リスト」に関するページを更新しました](#)
- [盛山法務副大臣が、同志社大学において、「刑事訴訟法改正」をテーマに講演会を行いました\(平成29年1月11日\(水\)\)。](#)
- [奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存及び活用事業に関する事業者選定基準の公表について](#)
- [平成28年度小倉拘置支所構内整備工事](#)
- [第36回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式\(平成29年1月6日\(金\)\)](#)
- [次世代基盤ネットワークシステムの導入に向けた情報提供依頼\(RFI\)について](#)
- [商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書面の翻訳について](#)
- [平成28年12月27日\(火\)法務省において、第66回「社会を明るくする運動」作文コンテスト法務大臣賞表彰式を行いました。](#)
- [法務省政策評価懇談会\(第48回\)の開催について](#)

[熊本地震に関する情報はこちらです。](#)

トピックス

- 再犯防止対策、法教育、国連犯罪防止・刑事司法会議(コングレス)、司法制度改革(裁判員制度、かいけつサポート)、筆界特定制度、成年後見制度、新しい国籍法など
- [刑事政策](#)
検察、裁判員制度、刑事施設・少年院等、更生保護、社会を明るくする運動など
- [国民の基本的な権利の実現](#)
登記、商業登記に基づく電子認証制度、戸籍、国籍、供託、電子公告、公証制度、人権擁護、法律サービス関連、日本司法支援センターなど

[出入国管理](#)

「出入国管理」をクリック

メインメニュー

- 大臣・副大臣・政務官
- 広報・報道・大臣会見
- 法務省の概要
- 所管法令等
- 資格・採用情報
- 政策・施策
- 政策評価等
- パブリックコメント
- 省議・審議会等
- 白書・統計・研究
- 予算・決算
- 政府調達情報
- 情報公開・公文書管理・個人情報保護
- 行政手続の案内
- 法令適用事前確認手続
- オンライン申請
- ご意見・ご提案
- 相談窓口
- その他



2 入国管理局



■ 本文へ 文字の大きさ 標準 拡大

色変更・音声読み上げ・ルビ振り

↑ トップページ ■ サイトマップ ■ 業務支障情報 ■ ENGLISH

🔍 検索 🔍 詳細検索

トップページ > 法務省の概要 > 各組織の説明 > 内部部局 > 入国管理局

入国管理局

トピックス

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について」をクリック

- ・ [出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について](#)
- ・ [出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立しました。](#)
- ・ [技能実習法が成立しました。](#)
- ・ [平成28年10月から「バイオカード」を導入します。](#)
- ・ [入国審査における入国審査官の対応に関するアンケート調査について](#)
- ・ [特別永住者の方へ\(重要なお知らせ\)](#)
- ・ [永住者の方へ\(重要なお知らせ\)](#)
- ・ [上陸許可時に在留カードを交付する空港の追加について\(お知らせ\)](#)
- ・ [居住地・所属機関等の届出について\(お知らせ\)](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)[PDF]
- ・ [「入国管理局電子届出システム」でエクセルファイルにより一括届出する方法について](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)[PDF]
- ・ [特別永住者・中長期在留者の方へ\(在留カード等への切替のお知らせ\)](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)[PDF]
- ・ [2013年6月24日 入国管理局電子届出システムがスタート!](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ [2012年7月9日 新しい在留管理制度がスタート!](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ [現在の研修・技能実習制度について\(申請書がダウンロードできます\)](#)
- ・ [自動化ゲートの運用について](#)
- ・ [1951年難民の地位に関する条約採択60周年及び日本の難民条約加入30周年記念シンポジウム開催について](#)
- ・ [「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」の検討結果について](#)
- ・ [在留資格「公用」の在留期間の改正について\(お知らせ\)](#)

手続のご案内

- ・ [入国・在留の手続き\(Q&A\)](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ [入国審査手続\(個人識別情報の提供義務化\)の概要](#)
- ・ [出頭申告のご案内 不法滞在で悩んでいる外国人の方へ](#)
- ・ [出国命令制度について](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ [乗員上陸許可申請業務\(NACCS\)](#)
- ・ [高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置について](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ [難民認定手続案内\(各国語版\)](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)

申請方法 必要書類 等

- ・ [出入国管理及び難民認定法関係手続](#) (申請書がダウンロードできます)

各種公表資料

- ・ [在留資格関係](#)
- ・ [永住許可関係](#)
- ・ [在留特別許可関係](#)
- ・ [難民関係](#)
- ・ 統計についてはこちら [【出入国管理統計】](#) [【登録外国人統計】](#) [【統計に関するプレスリリース】](#)

関係法令 政策 基本計画

- ・ [出入国管理関係法令等](#)
- ・ [平成26年入管法改正の概要](#) (入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ [外国人住民に係る住民基本台帳制度](#) (総務省のウェブサイトへ移動します)
- ・ [現在の研修・技能実習制度に係る法務省令の改正・制定等](#)
- ・ [出入国管理基本計画](#) [出入国管理政策懇談会](#) [「出入国管理」\(統計等の状況と最近の施策をまとめた報告書\)](#)

採用案内 その他のお知らせ

採用案内

- ・ [入国警備官採用試験案内](#)
- ・ [医師の募集案内\(東日本入国管理センター\)](#) [PDF] (入国管理局のウェブサイトへ移動します)

法務省の概要メニュー

- [法務省幹部一覧](#)
- [法務省の沿革](#)
- [組織図](#)
- [各組織の説明](#)
 - [内部部局](#)
 - [地方支分部局](#)
 - [施設等機関](#)
 - [外局](#)
 - [特別の機関](#)
 - [所管法人](#)
 - [特別民法法人](#)
 - [関係団体](#)
- [ボランティア](#)
- [フォトギャラリー](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)
- [所管法令等](#)
- [資格・採用情報](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [省議・審議会等](#)
- [白書・統計・研究](#)
- [予算・決算](#)
- [政府調達情報](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [行政手続の案内](#)
- [法令適用事前確認手続](#)
- [オンライン申請](#)
- [ご意見・ご提案](#)
- [相談窓口](#)
- [その他](#)

3 案内ページ



[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [各組織の説明](#) > [内部部局](#) > [入国管理局](#) > 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成28年法律第88号)が平成28年11月28日に公布され、在留資格「介護」の創設に係る規定については、公布の日から起算して1年以内に施行予定のところ、施行日までの間、下記のとおり特例措置を実施することとしました。

なお、本特例措置に係るお問い合わせは、地方入国管理官署([お問い合わせ先](#))をお願いします。

1 特例措置の内容等

(1) 特例措置の内容

平成29年4月から施行日までの間に、介護又は介護の指導を行う業務(在留資格「介護」に該当する活動)を開始しようとする外国人から、在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」(告示外)を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める。

(2) 対象者

施行日までに社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「介護福祉士養成施設等」という。)を卒業する者及び既に介護福祉士養成施設等を卒業した者

2 申請方法

(1) 上記1(2)に該当する場合の在留資格変更許可申請

地方入国管理官署において、下記3の提出資料を添えて「特定活動」の在留資格への変更許可申請を行う。

(2) 上記1(2)に該当するとして新規に入国・在留を希望する場合

在留資格認定証明書交付申請の手続きを経ることなく、在外公館において在留資格「特定活動」に係る査証申請を行い、出入国港において当該査証による上陸申請を行う。

なお、査証申請に係るお問い合わせは、在外公館又は外務省をお願いします。

※ 本件は、在留資格「介護」の施行までの特例措置であり、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件に定められていないため、在留資格認定証明書交付申請の対象となりません。

3 提出資料

(1) 在留資格変更許可申請書(U(その他))【PDF形式】【EXCEL形式】 1通

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。

(2) 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

(3) パスポート及び在留カード 提示

(4) 介護福祉士養成施設等の卒業証明書(又は卒業見込証明書)

※ 申請時に卒業見込証明書を提出した場合は、申請した地方入国管理官署の指示に従い、卒業証明書を提出してください。

(5) 介護福祉士登録証(写し)

※ 申請時に提出できない場合は、申請した地方入国管理官署の指示に従い、提出してください。

(6) 労働条件及び従事する業務内容を明らかにする文書(雇用契約書等)

※ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同額以上の報酬を受ける必要があります。

(7) 勤務する機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等、介護施設又は事業所の設立等に係る許可又は指定を受けた年月日が明示されたものに限る。)

電話番号は「お問い合わせ先」をクリック

法務省の概要メニュー

[法務省幹部一覧](#)

[法務省の沿革](#)

[組織図](#)

[各組織の説明](#)

[内部部局](#)

[地方支分部局](#)

[施設等機関](#)

[外局](#)

[特別の機関](#)

[所管法人](#)

[特別民法法人](#)

[関係団体](#)

[ボランティア](#)

[フォトギャラリー](#)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[政策・施策](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[省議・審議会等](#)

[白書・統計・研究](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2014年10月時点のものです。

Excel 形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Excel Viewerが必要です。
Microsoft Office Excel Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。
[Microsoft Office Excel Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話:03-3580-4111(代表)
法人番号1000012030001

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.